資エネ第１３２３号
令和７年１２月１８日

経済産業大臣　赤　澤　亮　正　　様

北海道知事　鈴　木　直　道

北海道電力株式会社泊発電所３号炉の再稼働へ向けた政府の方針について（回答）

令和７年８月４日付け２０２５０７３０資第１号で理解要請のありましたこのことについて、同意します。

貴職におかれては、下記事項について、関係省庁と連携し、政府として適切な対応をいただくよう、要請します。

記

1　国内外における最新の知見を収集し、新規制基準や法制度を絶えず見直していくなど原子力規制の一層の充実・強化に不断に取り組むとともに、原子力発電所の安全対策に万全を期すこと。

2　北海道電力株式会社泊発電所において検討が進められている燃料等の事業所外運搬について、関係法令に基づき、関係省庁全体で安全性を確認すること。

3　泊発電所が積丹半島に立地し、かつ、豪雪地帯であることを踏まえ、避難に有効活用できる道路や港湾について、関係自治体の実情に応じて、国が主体となって整備を行うとともに、放射線防護対策施設の整備、必要となる資機材の配備など十分な財政支援を行うこと。

4　道内の電気料金は、全国で最も高い水準であり、道民生活や道内経済に大きな影響を与えている中、北海道電力株式会社は、泊発電所３号機再稼働後の電気料金の値下げ見通しを示したが、道民負担の軽減に向け、北海道電力株式会社が経営効率化などの取組を着実に進めるよう、国としても働きかけを行うこと。

5　国内産業の競争力やレジリエンス強化、ゼロカーボン北海道の実現の観点から、ＧＸ戦略地域制度などを活用し、北海道が有する豊富な再エネ電源近傍エリアへのＡＩデータセンター等の集積を促進すること。

6　北海道の豊富な脱炭素電力を活用した、ＧＸ・ＤＸを進展させる成長産業の立地誘導

に向け、電力系統や通信ネットワーク、工業用水等のインフラ等を道内で整備するとともに、当該エリアでの脱炭素電力の利用促進のインセンティブを措置するなど、一体的な支援を行うこと。また、道内の洋上風力の計画を着実に進捗させるとともに、北海道と本州を結ぶ海底直流送電について、整備計画策定を着実に進めるとともに、早期に着工すること。その際、海底直流送電などの電力系統の整備にあたっては、本道の再エネ供給拠点としての役割も十分踏まえ、道民負担がないよう、制度設計を行うこと。

7　原子力発電所立地地域はもとより、周辺地域を含む地域の振興につながる制度の充実等を図ること。また、原子力災害対策重点区域の指定に伴い防災対策の強化を求められた地域では、負担のみが増大しており、こうした実情を踏まえ、制度の見直しや新たに必要となる予算・財源を確保すること。

8　泊発電所３号機再稼働に関する説明会で、国の原子力政策について、道民から様々なご意見などが寄せられたことから、国は、立地地域の経緯や現状、意向も十分踏まえ、国のエネルギー政策における原子力発電の位置づけやバックエンド対策を含めた将来像について、原子力施設立地地域のみならず、これまで電力供給の恩恵を受けてきた消費地も含め、幅広い層を対象として、あらためて国民に分かりやすく説明すること。

9　特定放射性廃棄物の最終処分は重要な課題であると考えており、北海道は、現在、全国で唯一、深地層研究を受け入れ、国の原子力行政において具体的な役割を果たしている。この問題は、原発の所在の有無にかかわらず国民的な議論が必要であり、国では、最終処分場は全国で一箇所建設することとしているが、これまで調査地点に広がりが見られず、結果として北海道だけの問題になってしまうことを懸念していることから、エネルギー政策に責任を持つ国が、全国での最終処分事業の理解促進に向け、丁寧な説明に努めること。

１０　原子力とともに最大限活用する再生可能エネルギーの導入にあたっては、地域との共生を前提として、関係法令の遵守はもとより、地域の理解のもと、自然環境や景観との調和が図られるよう、国の責任において設置状況の実態を把握し、導入時から廃棄・リサイクルまでを視野に入れた実効性ある事業規律の取組強化を図り、地域との共生をより一層確保するための法整備や、それまでの間の実効性を担保するため、ガイドラインを策定するなどの対応を早急に検討すること。

担　当：経済部資源エネルギー局資源エネルギー課
ＴＥＬ：０１１－２０４－５８８６

原安第５０８号
令和７年１２月１８日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介　様

北海道知事　鈴　木　直　道

北海道電力株式会社泊発電所３号機に係る要請について

令和７年８月４日付け２０２５０７３０資第１号で経済産業大臣から理解要請のありました「北海道電力株式会社泊発電所３号炉の再稼働へ向けた政府の方針について」は、別紙のとおり回答しましたので、ご承知願います。

この度の経済産業大臣への回答に当たり、貴職におかれては、下記事項について、適切な対応をいただくよう、要請します。

記

1　国内外における最新の知見を収集し、新規制基準や法制度を絶えず見直していくなど原子力規制の一層の充実・強化に不断に取り組むとともに、以下の事項も含め、原子力発電所の安全対策に万全を期すこと。

2　規制責任を担う原子力規制委員会において、審査・監視体制の拡充や強化を図ること。

3　設計及び工事計画認可や保安規定変更認可等について、引き続き厳格に審査・確認を行うとともに、日常的に行われる原子力規制検査については、長期停止後の運転再開であることに特に留意し、厳格に実施すること。

4　新規制基準適合性審査や原子力規制検査の結果について、原子力規制委員会自らの丁寧な説明や問合せ窓口の設置などにより、国民の幅広い理解の促進に努めること。

5　原子力発電所のテロへの対応など警備体制の充実・強化を図ること

6　燃料等の事業所外運搬について、関係法令に基づき、関係省庁全体で安全性を確認すること。

7　原子力災害対策指針について、これまでの自然災害の経験、最新の知見等を踏まえて継続的に改定していくこと。

担　当：総務部危機対策局原子力安全対策課
ＴＥＬ：０１１－２０４－５８９０

原安第５０７号
令和７年１２月１８日

内閣府特命担当大臣（原子力防災）石原　宏高　様

北海道知事　鈴　木　直　道

北海道電力株式会社泊発電所３号機に係る要請について

令和７年８月４日付け２０２５０７３０資第１号で経済産業大臣から理解要請のありました「北海道電力株式会社泊発電所３号炉の再稼働へ向けた政府の方針について」は、別紙のとおり回答しましたので、ご承知願います。

この度の経済産業大臣への回答に当たり、貴職におかれては、下記事項について、適切な対応をいただくよう、要請します。

記

1　地域防災計画や避難計画の実効性の向上に向け、泊地域原子力防災協議会を通じて、引き続き、国が責任もって取り組むこと。特に、輸送力の確保や複合災害における除雪等を含めた道路啓開など迅速・確実に実施できるよう、国の実動組織などによる支援体制を確立すること。

2　泊発電所が積丹半島に立地し、かつ、豪雪地帯であることを踏まえ、避難に有効活用できる道路や港湾について、関係自治体の実情に応じて、国が主体となって整備を行うとともに、放射線防護対策施設の整備、必要となる資機材の配備など十分な財政支援を行うこと。

3　原子力防災訓練について、国の原子力総合防災訓練の実施や、実動組織の参加等を含め、引き続き全面的に協力するとともに、訓練実施後の評価とその結果を踏まえた計画等の更なる具体化・充実化のための支援を行うこと。

担　当：総務部危機対策局原子力安全対策課
ＴＥＬ：０１１－２０４－５８９０